

お気軽にご相談ください 予 要予約 電予 予約は電話のみ 6月の各種無料サポートガイド

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談 電予	9日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 1日(火)午前8時30分～) 23日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 15日(火)午前8時30分～) いずれも先着6人	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
司法書士相談 電予	16日(水) (受付8日(火)午前8時30分～) 午後1時30分～4時30分、先着6人		
行政相談	10日(木) 午後1時30分～4時	市役所2階 市民相談室	
人権相談	1日(火)・24日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
	1日(火) 午後1時～4時	総合支所 消防司令室	
福祉の総合相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 援護課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談	8日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	8日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 予	25日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談 予	6月7日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
	7月5日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	6月1日(火)、7月1日(木) 午前9時30分～11時30分	総合支所 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	21日(月) 午後1時30分～3時 *高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談 (市内在住の幼児・小・中 学生とその保護者対象)	月～金曜 午前9時～午後4時30分	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』 予	6月18日(金)、7月16日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 予	10日(木) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階 研修室3	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時		
退職男性のための 地域活動相談	28日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	22日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター TEL(46)3141(内線345)
税務相談 予	6月10日(木)、7月8日(木) 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	25日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	1日(火)・9日(水)・17日(木)・25日(金) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725

毎月1日は人権を考える日「近江八幡市人権啓発カレンダー2021」から作品を紹介します。

◆メッセージ  
部門

『その言葉  
言って良かった?  
気をつけよう』

馬淵小学校  
小西 純白さん

◆ポスター・  
絵手紙部門

八幡東中学校▶  
立藤 みゆきさん



近江八幡市消費生活センター発

「契約」って何?  
—実は身近な契約と生じる義務—

「契約」と聞くと何か固いイメージを持たれるかもしれませんが、実は私たちは消費者として毎日の生活の中で無意識にたくさんの契約を結んでいます。この認識がないと、思わぬトラブルに巻き込まれてしまうかもしれません。契約の基本についてきちんと知っておきましょう。



◆契約は口約束でも成立する

契約とは法的な拘束力を持つ約束のことで、「申し込み」と「承諾」というお互いの意思表示が合致すれば成立します。例えばお店で商品を買うとき、お客さんが「買います」と言えば「申し込み」となり、店員さんが「分かりました」と言えばそれが「承諾」にあたります。このような日常の買い物で一つひとつ契約書にサインをしたりはしませんが、これもれっきとした売買契約という「契約」です。当事者同士が合意すれば、それが口約束であっても契約は成立するのです。スーパーで買い物をすることも、電車やバスに乗ることもすべて「契約」です。

◆契約が成立すると生じる義務

いったん契約が成立したら、契約の当事者はお互いにその契約を守らなければなりません。原則として、一方の都合だけで勝手に解約することはできません。しかし例外もあります。例えば未成年者が単独で契約したときや、事業者の不当な勧誘によって契約してしまったときなどは契約を取り消すことができる場合もあります。また、訪問販売など、特定の契約では消費者が一定期間無条件で契約を解除できるクーリングオフという制度も設けられています。万が一契約トラブルになってしまったら、消費生活センターに相談してください。

消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター(人権・市民生活課内)  
TEL(36)5566・FAX(36)5553

いやや  
消費者ホットライン  
188



八幡学区まちづくり協議会の紹介  
ウォーキングでいきいきと!

事業縮小ムードの中、コロナ禍を逆手にとった発想が、まさにピンチヒッターが満塁ホームランを放ったようなヒーローを生む結果となりました。そのヒーローこそ「ウォーキングでいきいきと!」です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で家の中に閉じこもりがちになった人たちが、自分の好きな時に好きなコースで自宅と八幡コミュニティセンターを歩いて往復するというものです。特に、高齢者は外出の機会が少なくなるだろうと推測し、おおむね60歳以上の人たちに参加を呼びかけました。コミュニティセンターに到着されると、それぞれの人にお渡ししたカードにスタンプを押印し、「脳トレ問題」をお渡ししています。これがウォーキングを継続する大きな励みとなったようです。

昨年10月にスタートしたこの事業は、今年の3月

末に参加者の延べ人数が9千人を超えました。参加者の中には、90歳以上の人もおられたり、脚が不自由な人も歩行補助カートを使って毎日のようにウォーキングを楽しんでおられます(上の写真)。また、ウォーキングのおかげでコミュニティセンターに初めて来たという人もいました。

「ウォーキングでいきいきと!」に参加してから「気持ち明るくなった」「ウォーキングが習慣になった」「よく眠れるようになった」「ご飯がおいしく食べられるようになった」などの声に後押しされ、現在も引き続き実施しています。



問 八幡学区まちづくり協議会 URL(32)2300・FAX(32)2546  
まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553

7月は島学区まちづくり協議会です。